

2月7日(火)からスタート!

# 市・県民税の申告のお知らせ

市・県民税の申告受付の日程などについてお知らせします。

1月中旬に全戸配布する「申告の手引」を確認し、スムーズな手続きにご協力ください。

◎問い合わせ 市税務課(☎62-2111内線244)

日程	受付時間	対象行政区	申告会場
2月	7日(火) 9:00~16:00	宮守町鱒沢2・3・6区	ふるさと交流館
	8日(水) 9:00~12:00	宮守町鱒沢1・4・5区	
	9日(木) 9:00~16:00	小友町1・2・4区	小友地区センター
	10日(金) 9:00~15:00	小友町3・5区	
	12日(日) 9:00~16:00	綾織町2・3・4・7区	綾織地区センター
	13日(月) 9:00~15:00	綾織町1・5・6区	
	14日(火) 9:00~16:00	土淵町7・8・9区	土淵地区センター
	15日(水) 9:00~16:00	土淵町2・5・6・10区	
	16日(木) 9:00~15:00	土淵町1・3・4区	
	17日(金) 9:00~16:00	青笹町1・2・4・7区	青笹地区センター
	18日(土) 9:00~15:00	青笹町3・5・6・8区	
	20日(月) 9:00~16:00	附馬牛町3・4・6・7区	附馬牛地区センター
	21日(火) 9:00~15:00	附馬牛町1・2・5区	
	22日(水) 9:00~16:00	上郷町1・2・5区	上郷地区センター
23日(木) 9:00~16:00	上郷町4・6・8・10区		
24日(金) 9:00~15:00	上郷町3・7・9区		
25日(土) 9:00~16:00	宮守町宮守1・3・5区	みやもりホール	
27日(月) 9:00~16:00	宮守町宮守2・4区		
28日(火) 9:00~12:00	宮守町宮守6・7区		
1日(水) 9:00~16:00	宮守町達首部1・3・4・5・7区		達首部地区センター
2日(木) 9:00~12:00	宮守町達首部2・6区		
3日(金)	遠野町2・4・10・11・14区		
4日(土)	8:30~16:30	遠野町1・5・9・13・15区	市役所とびあ庁舎 2階大会議室
6日(月)	遠野町3・6・7・8・12区		
7日(火)	松崎町3・7区		
8日(水)	8:30~16:30	松崎町2・5・6区	
9日(木)	松崎町1・4・8区		
10日(金)	8:30~16:30	全町	
11日(土)			
13日(月)			
14日(火)			
15日(水)			

番号札の配布と開場は **8時**~  
※とびあ庁舎は 7:30配布、8:15開場

## おむつ代などの医療費控除 証明書を交付します

今年の確定申告に必要な「おむつ代の医療費控除証明申請」、「障害者控除認定申請」の受付・認定を行ないます。対象者などの詳細は、問い合わせください。

■受付 1月10日(火)~  
■問い合わせ 市長寿課(☎62-5111内線26)または宮守総合支所(☎67-2111内線135)

## スムーズな手続きのために、 ご協力ください

★ポイント1 農業や自営業などの事業所得や不動産所得の収支内訳書、医療費の明細書は、事前に作成してください。未作成の場合は、作成後に受付するため、順番が遅くなる場合があります

★ポイント2 指定の対象行政区以外の会場で申告する際は、事前に税務課へご連絡ください

★ポイント3 申告受付期間中は、市役所および宮守総合支所の窓口での申告に関する相談はできかねます。予めご了承ください

詳しくは1月中旬に全戸配布する「申告の手引」をご覧ください!



## 今回の申告から、マイナンバーが必要です!

今回の申告からマイナンバーの提示が必要になりました。申告会場にお越しの際は、次のものを持参してください。

### マイナンバーカード



マイナンバーカードをお持ちの方は、これ1枚のみで大丈夫です

または

### ①通知カード



マイナンバーカードをお持ちでない方は、①と②が必要です

### ②本人確認書類

顔写真付きのものは**1つ**持参  
運転免許証、パスポート、障害者手帳 など

顔写真なしのものは**2つ**持参  
国民健康保険被保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳 など

と

# 「自ら納めたくなる税って何だろう」

夏の夏は、リオオリンピックがマスコミに取り上げられることが多かった。四の夏も家族で税について話しているとき、ある共通点に気がついた。それは日本もブラジルも自ら進んで納税しようとする人が少ないのではないかと疑問である。

金を社会問題の解決に使わずにオリンピックという一大イベントに費やしていたことに怒っていたのだ。この話題の後、父は「どの国の人も税金を早く納める人は少ないよな」と言った。私はとても違和感を覚えた。確かにこれまでも「税金を納めなければならぬ」という言葉はよく耳にしたが、この時まで深く考えることはなかった。

切であるということである。平等でなければ、納める人は納税を受け入れることができず、自ら進んで早く納税することができないのではないだろうか。二つ目は税の仕組みを単純なものにするということである。複雑な仕組みの税をできる限り分かりやすいものにするということ、税が私たち国民の生活をいかに支えているのかということがある。

変わるのではないだろうか。将来にわたって日本を良くするための方法の一つは、優れた税制度を構築することである。国民が支持する税制度を築くことができれば、「税金を納めなければならぬ」から進んで「税金を納めよう」という声をよく耳にする社会になるのではないだろうか。

## 両

親の国、日本とブラジルの二か国で育ったためか、私の中には常に二つの伝統文化や風習、価値観が存在する。時としてこの両面が良くも悪くも作用し、私を悩ませることが多いのだが、偶然にも共通するものがあると、私の興味関心は一気に高まる。

年に一度のスポーツの祭典で世界中が盛り上がる。その一方で、ブラジルで起こった暴動や不安定な社会情勢が招く、事件も報道されたその時、母は私にこう教えてくれた。「実はブラジル国民の中にはオリンピック開催を望んでいない人が多いんだよ」と。この事実には私に驚然とした。ブラジル国民は、自分達が納めた税

とはなかった。「税金を納めなければならぬ」をどうすれば「税金を納めよう」に換えることができるだろうか。私は、自分の意見を持ちたいと思った。限られた期間ではあったが夏休みに私は税について理解を深め、三つの考えを持った。一つ目は、税は「どのようにして平等かつ公平に使うのか」ということが大

ているのかということが分かる。そして三つ目は税の用途が透明であり、多くの人に支持されるものでなければならぬということである。自分たちの生活のこの部分に、この税が使われているということが見えれば、もっと生活をよくしたいと考える人は進んで納税するのではないだろうか。少しでも税を納める側の立場になつて税の仕組みづくりができれば税を取り巻く環境も

全国7467校から応募された約63万編から、佐々木さんの作品が財務大臣賞を受賞しました。同賞に選ばれるのは全国で一人だけで、本市初の快挙です。受賞作品を紹介します。

# 国税庁主催 平成28年度中学生の「税についての作文」 財務大臣賞

遠野中学校3年  
佐々木 英鈴 さん

